二本松市
議会内会派

市政刷新会議会報

第３号（令和３年10月）
発行：二本松市議会
市政刷新会議
発行責任者：野地久夫
〒964-8601
二本松市金色403-1
TEL0243-23-1111

日本最大級の「ヤフーニュース」のアンケートでは、新型コロナウイルスの感染拡大を終息するには、ロックダウンをすべきが79.5％を占めていたが、日本国内ではロックダウンをすることもなく現在に至りました。いち早く世界標準ともいえる、PCR検査の実施やロックダウンを行ってきたペルーであったが、致死率が最悪の状態となってしまった。様々な要因はあると思うが、一度感染が拡大してしまってからのロックダウンを成功させた国は、ほぼ存在しませんでした。今の日本は、ロックダウンなしでも効果のある行動抑制はできているとみるべきだろうか、非難を受けながらも、政権与党としての覚悟ある判断で、今があります。
私たちも、でき得る努力と協力をすることで早期のコロナウイルスの終息を願いたいものです。

二本松市のワクチン接種については、大変予約が取りづらい状況ではありますが、ワクチン2回接種で感染率が94％減の統計データがあります。

自由民主党広報号外より転写

私たち「市政刷新会議」は、市民の安心・安全と**命を守る**ために積極的にワクチン接種を推奨いたしております。

二本松市のワクチン摂取状況　「令和３年１０月５日現在」

年齢範囲	対象人数（人）	1回目接種（人）	接種率（%）	2回目接種（人）	接種率（%）
65歳以上	18,775	17,696	94.25	17,561	93.53
60～64歳	4,022	3,541	88.04	3,408	84.73
50～59歳	6,397	4,392	68.66	3,387	52.95
40～49歳	6,462	4,070	62.98	2,924	45.25
30～39歳	5,319	3,020	56.78	2,079	39.09
20～29歳	4,337	2,437	56.19	1,629	37.56
16～19歳	1,893	962	50.82	598	31.59
12～15歳	1,734	264	15.22	10	0.58
合　計	48,939	36,382	74.34	31,596	64.56

整備事業が始まります

市民の安心と安全の確保のために！

＊　県道「安達停車場線」

市政刷新会議では、会派内会議において緊急性の高い順番を検討し、県道「安達・停車場線」について福島県市議会議長会における福島県に対する予算編成要望活動に3年間連続で精力的に要請をしてまいりました。

①県道「福島・安達線」とJR安達駅を結ぶ道路で、通勤・通学の重要路線である。
②近年「周辺商業施設の開発」「安達駅東地区」などの整備に伴い急激に交通量が増加し多くの市民が利用している。
③住宅開発の増加に伴い、油井小学校、安達中学校の児童、生徒が著しく増加し、通学の安全確保は喫緊の課題である。
④道路幅が狭隘で屈曲し、車両の交差に支障をきたし、歩道の整備もされていないことから、通学児童生徒、住民の安全確保が最優先される。

上記の要件から早急の道路改良拡幅と歩道の設置が必要であるため会派を上げて、強く要望をしてまいりました。
今年度より、県の概略基本設計、現地測量調査が開始されました。

根本匠衆議院議員、遊佐久男県議会議員、地元住民と、市政刷新会議の現地視察検討会の様子

令和3年度は、以下の2件について会派で強く要望活動を行っております。

＊　県道「岳温泉線」の歩道整備について

①岳温泉と安達太良スキー場を結ぶ道路で、県内外の観光客が多数利用している。
②二本松青年海外協力隊（JICA二本松）の訓練生が徒歩で通行し、冬季間は除雪により路幅が狭く車道を歩いている状況で大変危険である。
③岳温泉はウォーキング活動が盛んで歩行者の安全が脅かされている。

等の要件で、狭隘な個所もあり歩行者は大変危険であるため早期の歩道の整備を要請しています。

危険な箇所が多い

＊　主要地方道「原町・二本松線」の道路改良について

①二本松市内から山木屋地区や国道114号線を結ぶ最短経路であり、復興関係など交通量が増加している。
②安達地方焼却施設での焼却灰運搬経路であり、大型車の通行の際は一般車両が制限されている。

などの要件で、戸沢字伏返地内から川俣町境までの950m区間は、見通しが悪い狭隘区間であり通行に大変支障をきたしており、早急の道路改良を積極的に強く提案要望をしております。

川俣町境から二本松市側950mが屈曲狭隘で大型車との通行困難

一般社団法人
にほんまつDMOって何？

市民から負託を受け一般質問をしたDMOについて市民皆さんから寄せられた疑問にお答えします。

観光地域づくり法人「Destination Management Organization」の頭文字をとったものです。

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。（観光庁HPより引用）

「観光地域づくり法人」に登録されることで地域の取り組みに対して各省庁の支援を受けられることから、二本松市も観光庁の登録に向け登録要件に該当する「DMO」を立ち上げ観光庁から登録されました。

コンセプトとは・・全体を通して一貫した基本構想、物事に取り組む姿勢・方針・思想を表す

？・・・ではどんな登録要件だったの・・・？

（二本松市、観光庁HPより引用）

1，「DMO」を中心として観光地域づくりを行うことについて多様な関係者の合意形成を図る。

＊行政・観光協会・商工会議所・商工会・温泉関係団体・信用金庫・農業団体・道の駅（市内3か所）の運営団体の10団体で構成され、道の駅を除く７団体が役員として理事5名（観光協会・商工会議所・商工会・温泉関係団体・信用金庫）と監事2名（行政・農業団体）で理事会を構成し、意思決定に参画している。

＊DMO構成団体10団体を含む、市内関係機関31団体で組織する「二本松観光戦略会議」において、市全体の観光戦略検討及び構成団体の調整等を行う。

＊DMO構成団体と地域住民代表3名の13名にて戦略部会で事業内容を協議し理事会に提出決議する。

2，データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの策定、PDCAサイクルを確立する。

＊GAP調査、SNS口コミ投稿調査により二本松市の認知度、興味度、人気度を年代別、エリア別で抽出する。

GAP調査とは・・・・・地域観光資源について「認知度」「興味度」を把握し、そのギャップ（大きなずれ）を明らかにし、プロモーション展開（消費者に品やサービスを認知させる）の方向性を明確化できる調査。

KPIとは・・・・・・・最終的な目標を達成する過程において、定量的な達成度合いを測る指標で、簡単に言えば「中間目標」を指す。

PDCAサイクルとは・・Plan（計画）➡Do（実行）➡Check（評価）➡Act（改善）の４段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

3，関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり・プロモーションの実施

＊市内の観光HPにはすべてバナーを貼るなどし、毎日1本の情報配信などをする。

4，法人格の取得、責任者の明確化、データの収集、分析等の専門人材の確保

＊法人格は「一般社団法人」として取得した。

＊責任者については「理事5名」「監事2名」が選出されている。

＊専門人材の確保については、㈱リクルートライフスタイルより事務局長が就任した。

5，安定的な資金の確保

・行政からの支出による財源（補助金等）が過半を占める場合は、関係自治体とともに具体的な検討が行われていること

＊二本松市から運営補助金（市民からの税金）を受けている。

以上の登録要件等に該当し観光庁にも認められ「一般社団法人にほんまつDMO」が誕生しました。

二本松市内の魅力資源「ヒト・モノ・コト」を活用し、観光地域づくりを担う「一般社団法人にほんまつDMO]は、２０１８年１０月２５日に設立されました。DMOとは、各組織の枠を超えて観光客のニーズを調査し、観光戦略を練って交流人口拡大を目指していく組織のことで、外国人観光客が増加し、地域に与える影響も大きくなっている現在においては、必要不可欠とされています。「にほんまつDMO」は、訪れる人々のあらゆるニーズに笑顔で対応する「二本松スタイル」を確立し自立して成長していけるような地域経済活性化や豊かな地域社会を実現することを目指します。（二本松市HPより引用）

二本松駅構内にあるDMO事務所

（※１）各地で人口減少の進む中、交流人口の拡大は一つの地域経済活性化へ向けた大きな課題です。その期待の度合いは予算執行にも見られ、立ち上げから３年間で実に**￥７０,５４７,０００円**が執行されました。
令和３年度も運営資金（補助金）として￥２９,３４９,０００円の予算が計上されております。

質問にお答えします

（一般社団法人設立NETより引用）

Q, 「一般社団法人」として「法人格」を取得ってどういうこと・・・？？

A, にほんまつDMOという団体があっても会社ではないので権利的能力や保証制がない 「資金、人材、商品、技術」 等を所有できないので一般社団法人として**法人格**を持たせることでそれらを可能にするのです。

Q, 「一般社団法人」って何・・・？？

A,「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を根拠に設立される非営利法人（利益の分配をしない）のことです。「営利法人である株式会社」などは事業活動で得た利益を株主に対する配当で分配します。しかし、非営利法人である一般社団法人では、たとえ利益が出たとしても社員に分配することはできません。
補助金や寄付などで運営されるもので、例えば決算報告「誰にいくら支払ったのかなども記載されます」なども社員（理事）や利害関係人（市民）に対して広く知らせる必要があります。
事業内容などの制限はなく、法務局への登記のみで設立が可能で、比較的簡単に設立できる非営利法人として、様々な業界・業種で活用されています。
ビジネスで得た利益を、特定の構成員に分配することを目的とする営利法人（株式会社など）とは違います。
以前の社団法人では、**問題が多く存在し2008年の公益法人制度改革によって大幅な法改正が行われました。**

Q, 以前の社団法人では、どんな問題があったの・・・？？

A, ① 主務官庁の厳しい認可要件が存在していた　② 公益性の判断等が主務官庁の裁量によるところが多かった
③ コネがなければ設立が難しかった　**④ 官僚や政治家の天下り先機関となるケースが多かった**
⑤ 補助金等の不正支出問題などが多かった ・・・・　　等があり
これらの問題を解決するために、法改正をして社団法人は事実上なくなり「**一般社団法人**」「公益社団法人」となりました。

Q, 「意思決定の責任者を明確にしていること」とはどのようなこと・・・？？

A, 意思決定の責任者には、理事5名（観光協会・商工会議所・商工会・温泉観光団体・信用金庫）監事2名（行政・農業団体）が選出されております。
理事5名には、一人一個の議決権があり、理事の知らないところでの事業、法人の運営方針の変更はありません。

Q, 「安定的な運営資金の確保」とはどのようなこと・・・？？

A,「にほんまつDMO」の場合は、ほとんどが二本松市からの補助金によって運営されています。（＊1参照）
その場合は、観光庁の登録要件にも「**関係自治体（二本松市）と共に具体的な検討が行われる事**」とありますので、当然のことですが、議会に諮られ審議されるべきものです。

6月定例会一般質問について

市民から負託を受け一般質問をした加藤建也議員に対して懲罰動議が真誠会の3名から提出され、採決の結果
賛成11：反対9で可決された。

加藤議員は何について質問を行ったのか・・・？？

＊「にほんまつDMO」の在り方と人事の考え方、DMOはどのような組織で市との関係や位置づけについて。
① 理事からは要請していないとのことだが、新しい事務局長を選任したのはどの立場の方か。
② 市のOBが事務局長として派遣されているが、どのような経緯で派遣に至ったのか。
③ 新事務局長予定者が着任前の３月に面接を行ったとのことだがどうゆうことか。
④ ４月から事務所が２か所になり市の施設が利用されているが貸し出した経緯と利用料は。
⑤ 新事務局長に就任するにあたって給料を月額６万円を増額したと言うのはどういうことか。
⑥ DMO内部で女性蔑視などの暴言が吐かれているとのことだがどのように考えるか。
＊市長のキャッチフレーズ「市民が主役」について
① 市長は、市民の言動に気に入らないことがあると市長室に呼び付け謝罪させることがあると聞いたが事実か。

加藤議員に対して懲罰動議が提出された

＊真誠会（平塚與志一、佐藤有、佐久間好夫各議員）から懲罰動議が提出された。その理由は下記のとおり。

去る6月7日の二本松市本会議において、一般質問の発言中に議長に注意を受けたにもかかわらず、会議規則に定める質問範囲を超え、特定の私人の人格・人権を著しく毀損した発言を繰り返したことは、市議会にあってはならないことである。これは、会議規則違反はもとより地方自治法132条 の規定に反し、当市議会の名誉を著しく汚したものである。また、私人の名誉を棄損、基本的人権が著しく侵害されたものであります。よって、地方自治法第134条、同135条の規定により、懲罰を科し議会の品位秩序を保持しようとするものです。

懲罰動議提出後は直ちに懲罰委員会が設置される。

懲罰委員会で我が会派は、「地方自治法第132条及び会議規則には抵触しない」「違反の部位はどこなのか確認すべき」「時間をかけても専門家等の意見を聞くべき」「休会中の委員会継続審査で慎重に審査すべき」と主張した。

懲罰委員会では堀籠委員長（真誠会）が賛成討論のため委員長を辞退し討論・裁決に回り、懲罰委員会では賛成多数（4：3）で可決すべきものと決した。また本会議でも11：9にて可決された。

質問にお答えします

Q, 一般質問って何・・・？？
（HP一般質問とはより引用）

A, 所信を問い質すことにより、執行部の政治姿勢を明らかにし、その政治責任を明確にさせ、結果として現行の政策を変更・是正させ、新規政策を採用させる目的と効果がある

＊ 私たち、市議会議員の権利として、市民の皆さんより、情報、意見が寄せられ行政の実態を調査して執行部と議論をして、変更と是正を促して市民の皆様が、安心して暮らすことができる公平な市にしていくことであり議会は執行機関に対する監視機能を有することから「固有の権利」として質問の権利が与えられてております。

Q, 地方地自法132条って何・・・？？
（「無礼の言葉」「議会の品位」に関わる懲罰の適法性基準についてより引用）

A, 「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活に渡る言論をしてはならない」とあります

Q, 無礼の言葉って何・・・？？

A, 高裁の判決判例によると
「自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」
しかし「意見とか批判の発言である限りにおいては, 例えその借時（言葉の使い方や辞句の配置の仕方）が痛烈であるが為に、他の議員等の正常な感情を反発しても、それは無礼の言葉に該当すると解することができない」

Q, 懲罰動議って何・・・？？
（地方議会議員HBより引用）

A, 議員が自治法及び会議規則並びに委員会条例に反し議会の秩序を乱した場合、議会がその規律と品位を保持する為に行いうる措置で下記の4項目があります
① 議場の秩序維持や保持に反する言動　② 秘密会の議事を漏洩すること　③ 他の議員を侮辱し、侮辱された議員が処分を求める場合　④ 正当な理由なく招集に応じない、会議を欠席、議長が招状を発しても出席しない場合

市政刷新会議の懲罰動議に反対する統一見解

＊「二本松市」と「にほんまつDMO」よりアドバイジング業務を委託した㈱リクルートライフスタイルより派遣された、事務局長（専門人材）の任期満了に伴う後任人事（市のOB）に関する質問で、市民より負託を受けた質問である。

＊質問の内容は ①補助金（税金）の使途（給料増額、事務所増設等） ②DMO事務局長の選任と現状（天下り、女性蔑視等）について市としての関りや考え方の質問で、毎年多額の市からの補助金を繰り出しているので当然の質問である。

＊市長に対する「市民が主役に反する行動の事実確認」の質問である。

＊市民負託・疑問による提起があれば執行機関の監視機能を有する議員の立場として当然な質問・本質である。

＊問題なのは答弁応答内容であり、質問者に対する懲罰動議提出自体が理不尽な行為である。

以上の見地から市政刷新会議は「地方自治法第132条及び会議規則」には抵触しないものと考えています。むしろ、これが市民を代表する議員に与えられた「権利」で「義務」であり、「言論の府である議場」での質問は市議会議員にしかできないと考えます。市民の皆様が「ここがおかしいどうなっているの？　確認してほしい・・」と市議会議員に依頼するのは当然のことであります。

議員として「一般社団法人」を「営利法人」と混同して議論するようなことがないよう知識は必要ですし、言葉尻を捕まえて懲罰を議論するようなこと、一議員の口をふさぐ様な行為は、市民にとって有益とは考えられません。市民の利益を守り公平公正な二本松市のためには、このような問題を覆い伏せるわけにはいかないと考えます。

斎藤　徹　佐藤運喜　鈴木一弘　野地久夫　佐藤源市　平栗征雄

市政刷新会議の目指す方向性

① 基本条例に則り、市民福祉の向上と市政推進に寄与してまいります。
② 議会は自治体の意思決定機関であり、公平性、公正性、透明性を確保してまいります。
③ 審議の場に多様な市民意見を反映させ、積極的に政策立案や政策提言に努めます。
④「すべてはこどもたちの未来のために！」をモットーに次世代を見据えた活動をしてまいります。